

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 21 年度

条 例 名		神奈川県奨学金貸付条例	
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 69 号	法 規 集	第 14 編第 4 章第 2 節
所 管 部 局 室 課		教育委員会教育局高校教育課	
条 例 の 概 要		神奈川県教育委員会の所掌に係る奨学金の貸付けに関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の貸付けは、現在においても行う必要がある。この条例は、奨学金の貸付けに関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	学資の援助を必要とする者へ貸付けをすることにより、教育機会の拡大に資するとともに、学習意欲の向上に寄与するものであり、有効である。	奨学金の応募及び採用状況 年度 応募者数 採用者数 20 年度 4,255 人 4,022 人 19 年度 4,500 人 4,227 人 18 年度 4,543 人 4,184 人
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	学資を必要とする生徒への奨学金の貸付けを定めたもので、効率的に運用しているが、奨学金に対する社会的期待が高まっていることから、より効率的な運用を図るため、改正を検討する必要がある。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	県の総合計画である「神奈川力構想」、教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」において、高校生などへの就学支援の充実、推進を図ることとしており、県政の基本的な方針に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	教育基本法の規定により学資の援助を必要とする者への貸付制度について必要事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	奨学金に対する社会的期待が高まっており、より効率的な運用を図るため、改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無